

総長特別参与に関する申合せ

平成 25 年 3 月 7 日

総 長 裁 定

- 第 1 総長が行う業務のうち特定の事項に関して、全学的な見地から助言を求めるため、総長特別参与を置くことができる。
- 第 2 総長特別参与は総長が指名し、役員懇談会に報告する。
- 第 3 総長特別参与を置く期間は、総長の在任期間を超えないものとする。
- 第 4 この申合せによりがたい場合は、別途その取扱いを定める。

附 則

この申合せは、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。